

「アスベスト対策に関する行政評価・監視－飛散・ばく露防止対策を中心として－」の勧告に対するその後の改善措置状況

参考資料 2-2
総務省行政評価局資料

【勧告先】環境省、厚生労働省、国土交通省、総務省
【勧告日】平成28年5月13日

【1回目の回答日】平成28年12月21～27日
【2回目の回答日】平成30年1月25～2月1日

1. 建築物の解体時等のアスベスト飛散・ばく露防止対策

主な勧告（調査結果）

事前調査が不十分な事案について情報収集の仕組みを整備し適時に注意喚起を行うなど、調査の適正な実施を確保

事業者は、建築物の解体時等にアスベスト含有建材の有無を目視、設計図書等により調査し、使用されている場合、県市及び労働基準監督署に届出を行い、飛散・ばく露^(注)防止措置を講ずることとされているが、

- ・ 飛散・ばく露防止措置を講じず解体等工事を実施（52件のうち29件）
- ・ 無届出により解体等工事に着手（52件のうち41件）

（調査対象16都道府県内における平成22年4月から27年7月までの解体等工事から、使用されているアスベスト含有建材が、事業者の調査で十分に把握されていなかった52事例を分析）

（注）飛散・ばく露とは、アスベストが飛散し、人が吸入してしまうこと。

大気汚染防止法の規制対象外のアスベスト含有成形板について、処理実態を把握し、法律上の取扱いを含め所要の措置

建築物の屋根や外壁に使用されているスレート波板などの成形板は、アスベストを含有している場合でも、セメント等と混合して固められ、飛散性が低いため、大気中への有害物質の飛散防止を目的とする大気汚染防止法の規制対象外。しかし、破碎や切断した場合は飛散するおそれがあるが、

○ スレート波板

- ・ 条例で独自にアスベスト含有成形板を規制している県市の状況をみると、事業者による調査が不十分なことや建材の湿潤化不足により、飛散・ばく露のおそれあり



出典：「目で見えるアスベスト建材」
（平成20年3月国土交通省）

主な改善措置状況

- 事業者を対象とした講習会を複数回開催し、技術上の指針等に基づく事前調査の留意事項を周知徹底

- 石綿含有建築物等の解体等工事における不適切な事例等に関する情報を収集・整理・分析し、県市等に提供するとともに、事業者に対する指導を要請

（環境省、厚生労働省）

- 解体等工事におけるアスベスト含有成形板等の取扱いの実態や飛散防止措置の実施状況を引き続き調査

- アスベスト含有成形板等の取扱いについて、平成31年度までに大気汚染防止法における在り方を含め対策の検討を行い、所要の措置を実施予定

（環境省）

主な勧告（調査結果）

立入検査結果の指摘に対する改善措置状況の確認の徹底

県市及び労働基準監督署は、建築物解体時に立ち入り、アスベストの飛散・ばく露防止措置が講じられていない場合、必要な指導を行っているが、

- ・ 県市では、指導件数の約2割（250件のうち55件）について改善状況を未確認
- ・ 未確認事例のうち、飛散防止シートによる覆い（養生）の不備など飛散・ばく露防止のための重要なものが約半数（55件のうち23件）

（調査対象39県市における平成26年6月から27年3月までの立入検査を抽出調査）

主な改善措置状況

- 県市に対して、立入検査における改善指導事項に対する改善措置状況の速やかな確認の徹底を再度要請（環境省）
- 平成28年度に労働基準監督署の立入検査においてなされた是正指導115件について、是正期日を設定し、報告のないものは督促（厚生労働省）

2. 災害時のアスベスト飛散・ばく露防止対策

主な勧告（調査結果）

災害時に備えた準備について、その必要性を含め、具体的内容の周知徹底、対策の強化の実施

地震等災害時には人命保護・食糧支援等が最優先である一方、建築物の倒壊・破損に伴い、アスベストの飛散・ばく露のおそれがあるため、できるだけ早急に応急・対応措置を図る必要がある。このため、環境省は、阪神・淡路大震災を踏まえ災害時対応マニュアルを策定・通知しているが、

- ・ 環境省の災害時対応マニュアルの不知やこれまで大規模災害が未発生などの理由から、災害時に備えた準備としてアスベスト露出情報の受付・伝達体制の整備等を行っている県市は一部（39県市のうち6県市）

主な改善措置状況

- 建築物等の被災により露出したアスベストの把握方法を、住民からの情報提供等により把握する方法から都道府県等が専門家の協力を得て確認調査を行う方法に変更するなど、災害時対応マニュアルを改訂し、平成29年9月に公表するとともに、その周知のため、都道府県等や一般向けの説明会等を実施（環境省）